

令和 7 年 8 月 2 7 日

令和 7 年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和7年8月27日会議提出議案一覧表

議案第24号	令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）	・・・	別冊
議案第25号	令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）	・・・	別冊
議案第26号	令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）	・・・	別冊
議案第27号	令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）	・・・	別冊
議案第28号	鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	・・・	1
議案第29号	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	・・・	4
議案第30号	鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について	・・・	7
議案第31号	鳥羽市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・	9
議案第32号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	・・・	11
議案第33号	鳥羽市給水条例の一部改正について	・・・	14
議案第34号	鳥羽市公共下水道条例の一部改正について	・・・	16
議案第35号	令和6年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・	18
認定第1号	令和6年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	・・・	19
認定第2号	令和6年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	・・・	20
認定第3号	令和6年度鳥羽市下水道事業会計決算認定について	・・・	21
報告第3号	令和6年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	・・・	22
報告第4号	令和6年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・	23
報告第5号	令和6年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・	24
報告第6号	令和6年度鳥羽市下水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・	25
報告第7号	一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について	・・・	26

議案第 28 号

鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 育児休業条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家

庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の鳥羽市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 29 号

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るため、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第21条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第22条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第22条の２ 育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合にあって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第22条の３ 育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例

で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第24条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の鳥羽市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 30 号

鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例
の一部改正について

鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例
の一部を改正する条例

鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（昭和63年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

岩倉老人憩の家を廃止したく、本提案とするものである。

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第4号）の一部
を次のように改正する。

別表岩倉老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する合議制の審議会を設置するため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）

」を「

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）

第5章 鳥羽市災害弔慰金等支給審査委員会（第16条・第17条）

第6章 雑則（第18条）

」に改める。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 鳥羽市災害弔慰金等支給審査委員会

（鳥羽市災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、鳥羽市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第17条 前条に規定する委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 医師

（2） 弁護士その他法律に関し学識経験を有する者

（3） その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員の欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げないものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表産業医の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等 支給審査委員	医師又は弁護士 その他法律 に関し学識経 験を有する者	日 額 20,400円	同
	その他	日 額 18,400円	同

議案第 33 号

鳥羽市給水条例の一部改正について

鳥羽市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

災害等において、他の市町村長又は他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能にするため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市給水条例の一部を改正する条例

鳥羽市給水条例（平成9年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水設置工事事業者」の次に「又は他の市町村長若しくは他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

鳥羽市公共下水道条例の一部改正について

鳥羽市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

災害等において、他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能にするため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市公共下水道条例の一部を改正する条例

鳥羽市公共下水道条例（平成８年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項を次のように改める。

排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、管理者が指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。

（１） 規程で定める軽微な工事

（２） 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

令和 6 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金 313,429,630 円のうち、57,430,650 円を減債積立金に積み立て、40,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、215,998,980 円を自己資本金に組み入れるものとする。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度に生じた未処分利益剰余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

認定第 1 号

令和 6 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1 令和 6 年度鳥羽市一般会計決算
- 2 令和 6 年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 令和 6 年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 令和 6 年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 令和 6 年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

令和 6 年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく、本提案とするものである。

認定第 2 号

令和 6 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度鳥羽市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

令和 6 年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

認定第 3 号

令和 6 年度鳥羽市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度鳥羽市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 27 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

令和 6 年度下水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

報告第 3 号

令和 6 年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 8 月 2 7 日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 6 年度算定値	－	－	7 . 8	－
早期健全化基準	1 4 . 1 2	1 9 . 1 2	2 5 . 0	3 5 0 . 0
財政再生基準	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0	3 5 . 0	

報告第 4 号

令和 6 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 8 月 27 日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	20.0

報告第 5 号

令和 6 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 8 月 27 日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

報告第 6 号

令和 6 年度鳥羽市下水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度鳥羽市下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 8 月 27 日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0

報告第7号

一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和7年 8月27日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤